

土壤汚染対策法及び
神奈川県生活環境の保全等に関する条例
(58条～63条の3)
の手引き

茅ヶ崎市 環境部 環境保全課

平成29年4月

【目次】

1	概略	1
2	規制対象物質一覧（特定有害物質及びダイオキシン類）	2
3	土壤汚染対策法に基づく手続きの概要について	3
4	土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の流れについて	4
5	土壤汚染対策法に基づく区域の指定について	5
6	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要について	6
7	条例に基づく使用状況等の記録の管理 （事業所の操業中の点検・記録義務）	7
8	条例に基づく事業所廃止時の調査・手続き義務	7
9	条例に基づく土地の区画形質変更時の調査・手続き義務	8
10	届出添付書類チェックシート	9
11	参考 URL	10



1 概略

○土壤汚染とは

土壤汚染とは、人間にとって有害な物質によって土壤が汚染された状態のこと。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ってしまったたり、有害な物質を含む液体を地下にしみ込ませてしまったたりすることなどが原因と考えられます。また、土壤汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけでなく、自然的原因で汚染されているものも含まれます。

○土壤汚染のリスク

土壤汚染によるわたしたちの健康へのリスクは次の二つの場合があると考えられます。

地下水等経由の摂取リスク

土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にするによるリスク。

【例】

土壤汚染が存在する土地の周辺で、地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合

直接摂取リスク

有害物質を含む土壤を口や肌などから直接摂取することによるリスク。

【例】

子どもが砂場遊びをしているときに手についた土壤を口にする、風で飛び散った土壤が直接口に入ってしまう場合

○茅ヶ崎市内での土壤汚染対策関連の法令規制について

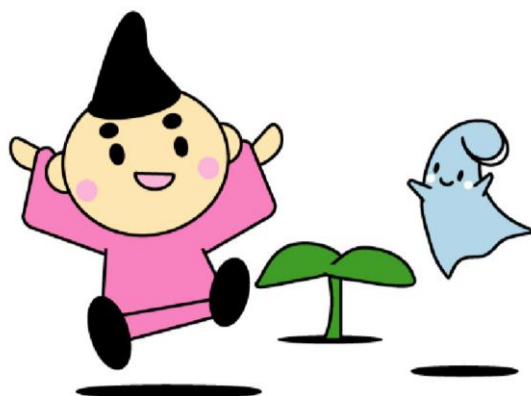
これら二つのリスクから市民の健康を守るため、茅ヶ崎市内では次の2つの法令に基づき土壤汚染対策についての規制が行われています。

土壤汚染対策法

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

これら二つの法令では、土壤や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずる恐れがある26の有害物質を「特定有害物質※」として定め、規制の対象としています。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、ダイオキシン類についても規制の対象としています。（2 規制対象物質一覧（特定有害物質及びダイオキシン類）参照）

土地の形質変更等を行う際、この2つの法令が両方届出対象となる場合がありますので、十分ご確認いただきますようお願いします。



※平成 29 年 4 月 1 日より「クロロエチレン」が追加され、26 物質となりました。

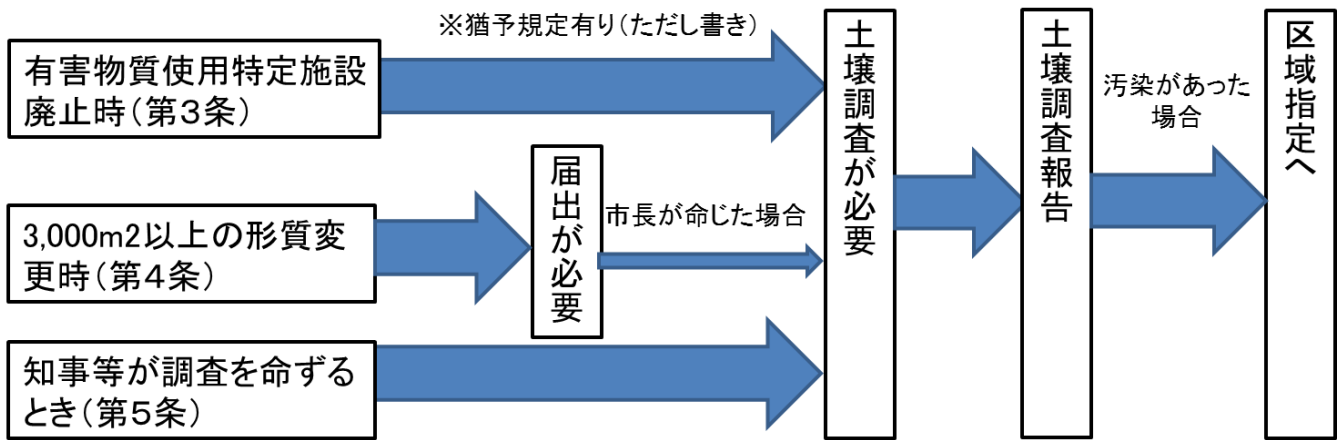
2 規制対象物質一覧（特定有害物質及びダイオキシン類）

	特定有害物質の種類	溶出量の基準 (mg/L)	含有量の基準 (mg/kg)	主な別名、慣用名など	元素 記号 など
特定有害物質 (第一種)	クロロエチレン	0.02 以下	—	塩化ビニル、塩化ビニルモノマー	
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	トリクレン、TCE	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	パークレン、PCE	
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	メチレンクロライド(MC)、塩化メチレン、DCM	
	四塩化炭素	0.002 以下	—		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	塩化ビニリデン	
	1,2-ジクロロエチレン(シス体に限る)	0.04 以下	—	ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	メチルクロロホルム(MC)、TCA、トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロパン(農薬)	0.002 以下	—	D-D(ディーディー)	
	ベンゼン	0.01 以下	—	ベンゾール	
	特定有害物質 (第二種)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	～カドミウム
シアン化合物		検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	シアン化～、～シアン、青酸～	CN
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	～鉛	Pb
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	クロム酸～、重クロム酸～	Cr
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	亜ヒ酸～、～アルシン ～アルシン～、	As
水銀及びその化合物		水銀が0.0005 以下かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	～水銀、ネスラー試薬、 ～ル水銀	Hg
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	亜セレン酸～、セレン化～	Se
ほう素及びその化合物		1 以下	4,000 以下	～ほう素、～ほう酸～	B
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	～ふっ化～、～フルオロ～	F
特定有害物質 (第三種)	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)(農薬)	検出されないこと	—		
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	PCB	
	チウラム(農薬)	0.006 以下	—	チラム	
	シマジン(農薬)	0.003 以下	—	CAT	
	チオベンカルブ(農薬)	0.02 以下	—	ベンチオカーブ、SATURN(サターン)	
ダイオキシン類(県条例のみ)		—	1,000 _{pg-TEQ/g} 以下	D X N	

(注) 土壌溶出量基準に適合しないことが判明した土壌については、その後に薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないように当該土壌の性状を変更して基準に適合する状態にした場合であっても、基準に適合しないものとみなされます。

3 土壤汚染対策法に基づく手続きの概要について

土壤汚染対策法に基づき、手続き等が必要になる契機は次のとおりです。



第3条 有害物質使用特定施設の使用の廃止時

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設を廃止したときは、環境大臣の指定を受けた「指定調査機関」への委託により土壤汚染状況調査を行い市長へ報告してください。

→ただし、有害物質使用特定施設廃止後も、引き続き工場・事業場として使用し、一般の人が敷地に立ち入ることができない土地については、茅ヶ崎市長の確認を受けることにより土地の調査義務が一時免除されます。

(法第3条ただし書き)

第4条 一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更時

一定の規模以上の土地の形質変更時は、形質変更着工の30日前までに市長に届け出てください。市長は、届け出た内容により土壤汚染のおそれの判断を行います。土壤汚染のおそれがあるとされた場合は、環境大臣の指定を受けた「指定調査機関」により土壤汚染状況調査を行い、市長へ報告をしてください。

形質変更面積は、掘削面積と盛土面積の合算となりますが、形質変更の内容が盛土のみの場合など一部届出対象外の場合があります。

形質変更とは…土地の形状を変更する行為全般を指します。掘削及び盛土などの行為も含まれます。なお、土地の形質の変更の部分とは掘削部分の面積と盛土部分の面積の合計をいいます。

第5条 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれのある土地

茅ヶ崎市長が健康被害のおそれがあると認めるときは、土地の所有者などに土壤汚染状況の調査の実施命令が発出されます。

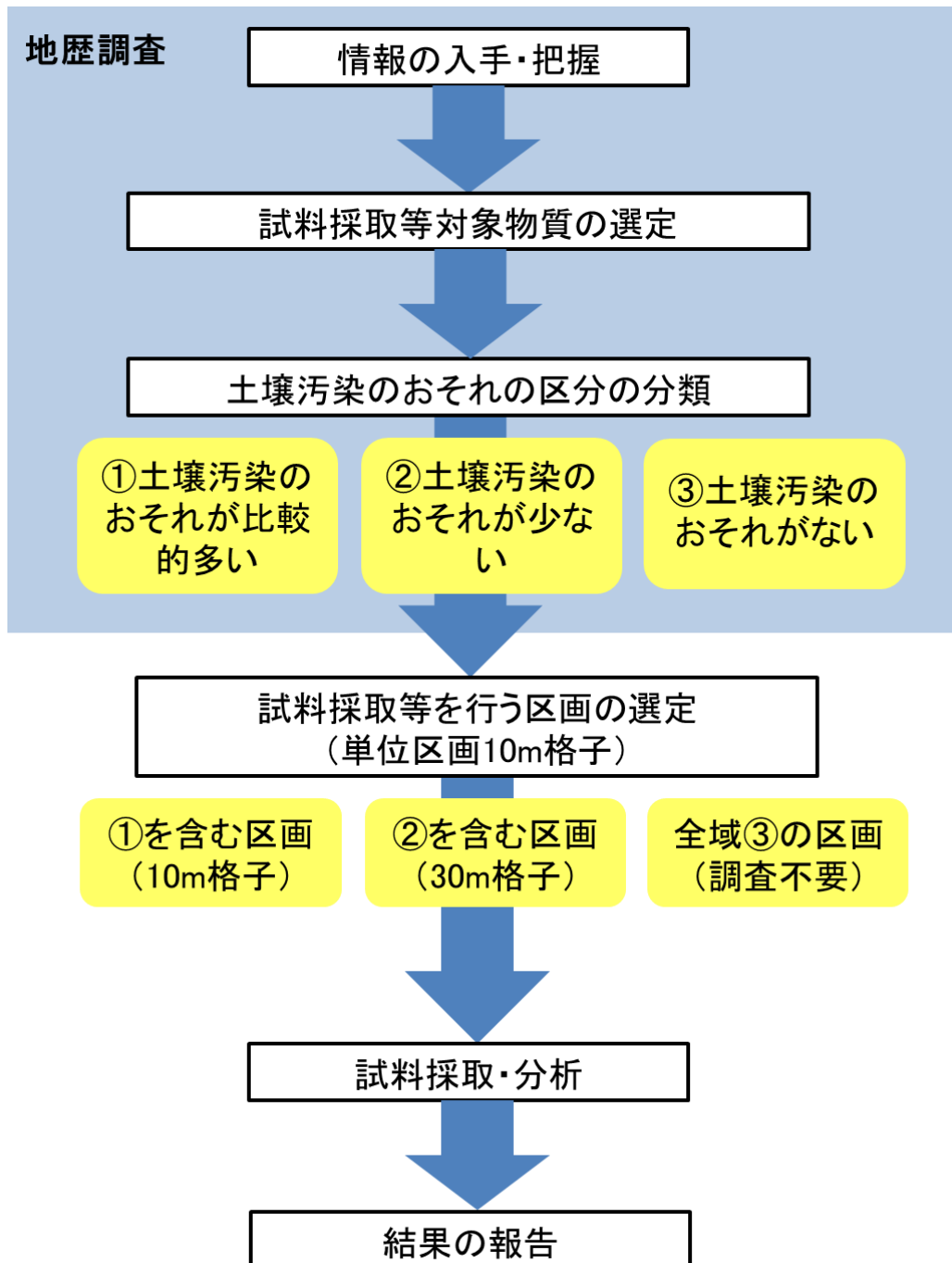
第14条 指定の申請

自主的な調査において基準を超える土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等は、当該土地の区域について要措置区域や形質変更時要届出区域として指定することを茅ヶ崎市長に申請することができます。

4 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の流れについて

土壤汚染状況調査は、土地の所有者等が、環境大臣が指定する「指定調査機関」に委託して実施します。はじめに地歴調査として土地履歴に関する情報収集、試料採取等対象物質の種類を選定、土壤汚染のおそれの区分の分類を行います。地歴調査の結果に基づき、試料採取を行う区画を選定し、採取・分析します。

なお、土壤汚染状況調査は、費用の低減や調査の効率化の観点から、調査の全部又は一部を省略することができますが、省略する調査手順に応じ、指定基準超過とみなされますので注意が必要です。



5 土壌汚染対策法に基づく区域の指定について

茅ヶ崎市長は、土壌汚染状況調査の結果報告を受けた際、報告を受けた土地について、次のとおり健康被害のおそれの有無に応じて要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

指定された区域は、それぞれ法的な制約を受けます。

要措置区域とは…

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合せず、土壌汚染の摂取経路がある区域。

健康被害が生ずる恐れがあるため、汚染の除去等の措置が必要。

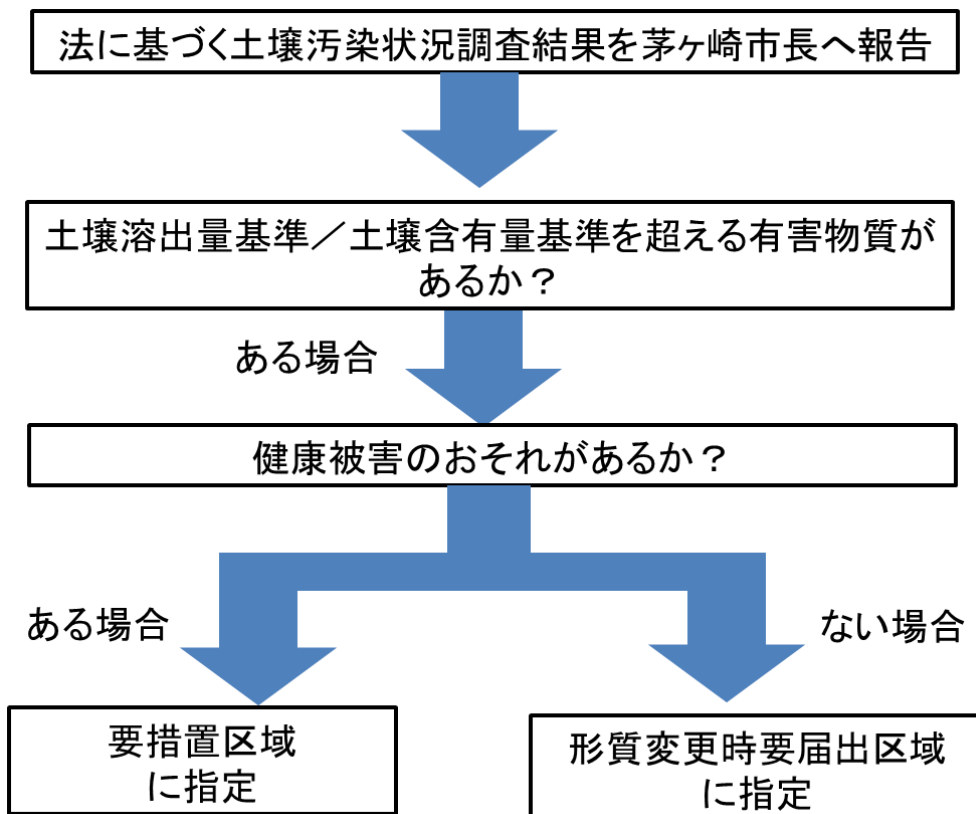
- 汚染の除去等の措置を茅ヶ崎市長が指示
- 土地の形質変更の原則禁止

形質変更時要届出区域とは…

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準または土壌含有量基準に適合しないが、土壌汚染の摂取経路が無い区域。

健康被害が生ずる恐れがないため、汚染の除去等の措置は必要ではない。

- 土地の形質変更時に茅ヶ崎市長に計画の届出が必要

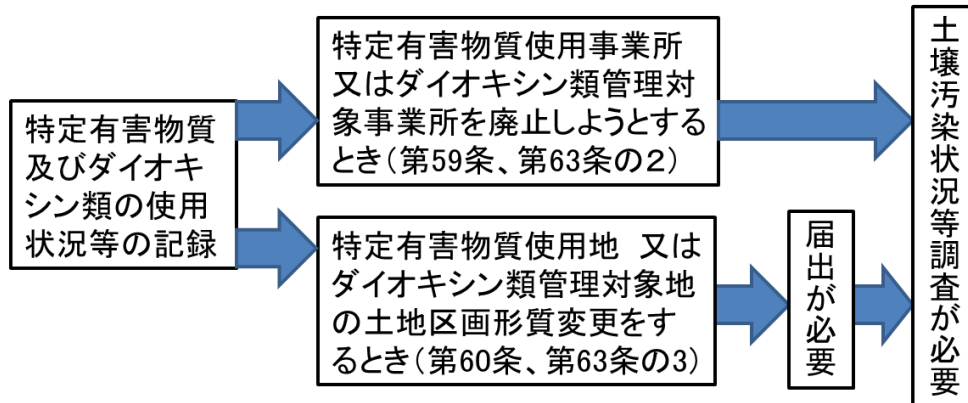


※健康被害のおそれの有無の考え方

- ・周辺の土地において地下水の飲用等があるか…飲用リスク
- ・人が立ち入ることができるかどうか…直接摂取

6 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要について

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、手続き等が必要になる契機は次のとおりです。



第59条 特定有害物質使用事業所の廃止時 第63条の2 ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時

※特定有害物質使用事業所とは…

平成10年4月1日（条例施行日）以降に特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所。なお、平成10年4月1日以降に特定有害物質を使用等していなくても、それ以前に特定有害物質を使用等しており、平成10年4月以降も当該事業者が当該事業所の敷地である土地を所有又は占有している場合は、特定有害物質使用事業所とみなされます。

※ダイオキシン類管理対象事業所とは…

平成16年10月1日（改正条例施行日）以降にダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（例：一定規模以上の廃棄物焼却施設等）を設置する事業所。なお、平成16年10月1日以降に特定施設を設置していなくても、平成12年1月15日（ダイオキシン類対策特別措置法施行日）以降に設置していたことがあり、平成16年10月1日以降も当該事業者が当該事業所の敷地である土地を所有又は占有している場合は、ダイオキシン類管理対象事業所とみなされます。

第60条 特定有害物質使用地の土地区画形質変更時 第63条の3 ダイオキシン類管理対象地の土地区画形質変更時

※特定有害物質使用地とは…

- 次のいずれかに該当する土地
- ・ 特定有害物質使用事業所の土地
- ・ 特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地
- ・ 特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該事業所の敷地

※ダイオキシン類管理対象地とは…

- 次のいずれかに該当する土地
- ・ ダイオキシン類管理対象事業所の敷地
- ・ ダイオキシン類管理対象事業所がダイオキシン類管理対象事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地
- ・ ダイオキシン類管理対象事業所が廃止された場合の当該事業所の敷地

7 条例に基づく使用状況等の記録の管理（事業所の操業中の点検・記録義務）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、特定有害物質を製造し、使用し、処理し又は保管する事業所を設置している者に特定有害物質の使用状況その他事項を調査し、記録しておく義務があります

○調査方法：資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査等

- (1) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要
- (2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要
- (3) 過去の事業活動の概要
- (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 排水処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (10) 地形、地質等の概要
- (11) その他市長が特に必要と認める事項

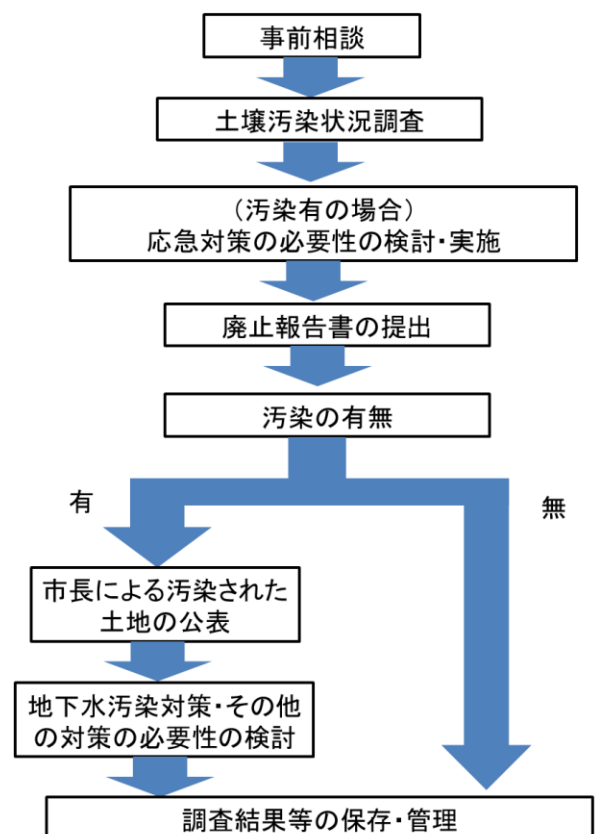
8 条例に基づく事業所廃止時の調査・手続き義務

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとする際には、当該事業所を設置している者は、あらかじめ当該特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地に係る土壌の汚染の状況を調査し、その結果を記載した廃止報告書を市長に報告しなければならないとされています。（県条例第 59 条第 3 項、第 62 条の 2、第 63 条の 2 第 2 項、第 63 条の 3）

○事業所の廃止とは

「事業所の廃止」とは、現在その場所で行われている事業を、再開を前提とせず中止することを指しており、事業所の全般的な廃止、移転に伴う廃止、組織の解散に伴う廃止等が含まれます。

事業所の事業活動がその敷地で継続している場合は、特定有害物質を使用していた工程だけの廃止、ダイオキシン類特定施設だけの廃止又は特定の建物の廃止等は「事業所の廃止」に該当しませんが、土地の区画形質の変更に該当する場合があります。



9 条例に基づく土地の区画形質変更時の調査・手続き義務

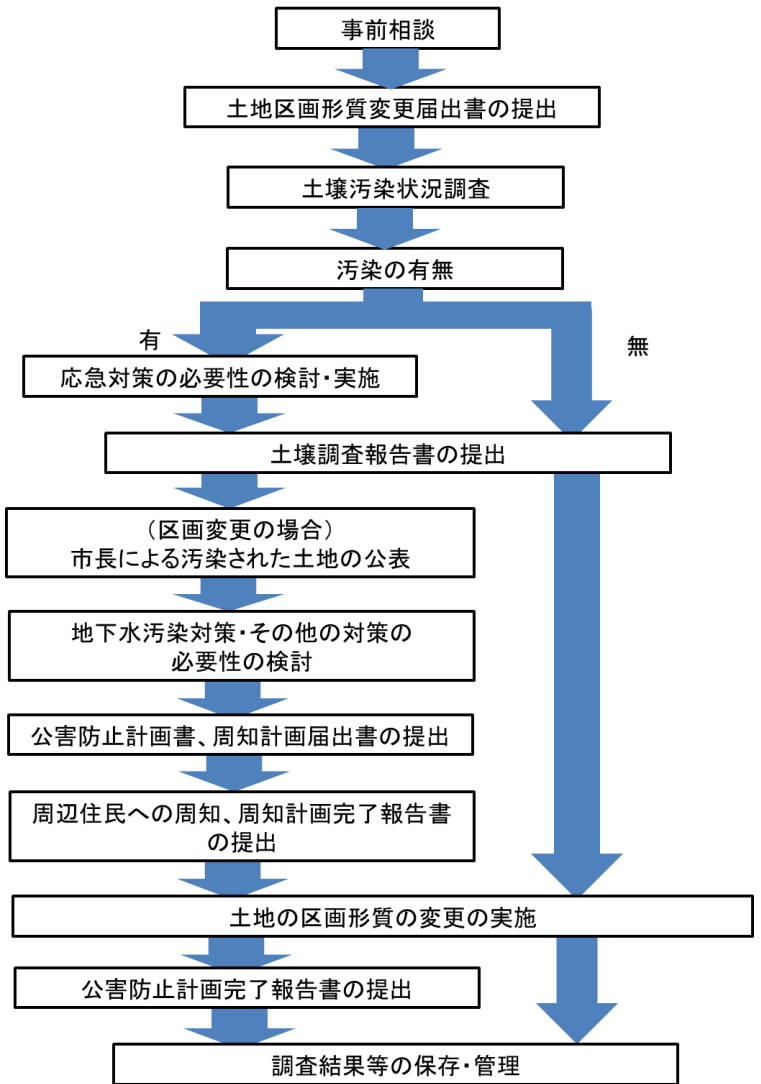
○土地の区画形質の変更とは

区画の変更：従来の敷地の境界の変更を行うもの

形質の変更：切土、盛土等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為をいい、土地の掘削や盛土など、土地そのものに何らかの変化を与えることをいいます。また、舗装の設置のように土地と一体とみなされる工作物の設置行為も形質の変更に当たります。ただし、敷地内の樹木等の修復工事などの通常の管理行為など軽易な行為であって、次の要件をすべて満たす場合は土地の形質の変更として扱いません。

- (1) 面積が 10 m²以下の変更であること
- (2) 高さが 1.5m を超える法を生ずる切り土又は盛土を伴わない変更であること
- (3) 特定有害物質使用地においては、特定有害物質の使用等が行われた履歴がない範囲の土地の変更であること
- (4) ダイオキシン類管理対象地においては、「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の指針3(4)イ「土壤汚染が存在する恐れが比較的少ないと認められる土地に該当すること」

※以上の対象外の事例を除き、形質変更の面積によらず届出が必要です。



<軽易な行為の例>	<軽易な行為に当たらない行為の例>
1 アスファルト舗装の補修	1 裸地に対する舗装の設置
2 街路樹の植え替え	2 建築物の設置または除却に伴う土壌の掘削・埋め戻し
3 緑地の土の補充	3 基礎の設置または除却に伴う施設の変更
4 土地の改変を伴わない建築物の変更	

10 届出添付書類チェックシート

届出に必要な添付書類は、次のチェックシートを参考に作成をお願いします。

○土壌汚染対策法

(第4条 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更時)

□一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(土壌汚染対策法 施行規則 様式第6)

「土地の形質の変更対象となる土地の所在地」欄には、住居表示と地番(全て)を併記してください。なお、地番については、別紙「土地の形質変更が行われる範囲の筆の一覧表」のとおりと記載しても構いません。

□土地の形質変更が行われる範囲の筆の一覧表

土地の形質変更が行われる範囲(事業計画地)のすべての筆について土地の登記事項証明書に記載された地番、土地所有者名、面積を記載し、一覧表として添付してください。

□土地の形質の変更をしようとする場所及び形質変更の内容を示した図面

1. 形質を変更しようとする場所の位置図(案内図)
2. 形質変更範囲の境界を掘削範囲と盛土範囲とを区別して示した平面図
3. 盛土、切土の高さを示した平面図(平面図に形質変更の区画毎に盛土・切土深さを記載したものでも構いません。)
4. 公図の写しに、形質変更範囲の境界を掘削範囲と盛土範囲とを区別して示したもの(公図の写しは、現状が記載されたものを添付してください。)

□土地の形質の変更の規模(形質変更範囲の面積)の根拠を示した書類

□土地の形質を変更しようとする者が当該土地の所有者等(土地の形質変更を行うために必要な権原を有する者)でない場合にあつては、工事の請負契約書等、当該土地の形質の変更の実施について土地の所有者等の同意があること証する書類及び形質変更を行う土地に係る登記事項証明書

1. 登記事項証明書には、現状が記載されたものを添付してください。(登記手続きが完了していない場合は、最新の内容の登記事項証明書と土地売買契約書の写しを添付してください。)
2. 個別法の定めにより、届出者に土地の形質変更を行う権原が付与されている場合は、その事実が確認できる書類をもって土地の所有者等の同意があることを証する書類等に代えることができます。

□土地の利用履歴書及びその根拠資料

1. 土地の利用履歴とは、事業所、住居、山林、農地等の別について1945年頃(昭和20年)を目処に可能な範囲で遡って調査し、記載したものです。なお、1945年頃に既に事業所として利用されていたことが明らかな場合は、それ以前についても事業所が開設された時期まで可能な限り遡って情報を把握してください。

(注釈) 事業所の立地履歴がある場合は、その名称まで調査し、記載してください。

2. 可能な範囲で1の根拠となる資料(住宅地図の写し、航空写真の写し等)の窓口への持参又は提出をお願いします。

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県ホームページに掲載されている手引きにチェックシートがありますので、参考にしてください。(URLは、本手引き「11 参考 URL (3) 神奈川県 条例手引き」をご覧ください。)

11 参考 URL

この手引きでは、手続きの概要について記載しています。法令規制の詳細については、次の URL 等を参考にしてください。

(1) 茅ヶ崎市 土壤汚染対策関連ページ（土壤汚染対策法に関する手続き）

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/kogai/1003516/1003547.html>

(2) 神奈川県 土壤汚染対策関連ページ（かながわの土壤汚染対策）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7005/>

(3) 神奈川県 条例手引き

（神奈川県生活環境の保全等に関する条例（土壤汚染関係）～条例の概要及び手続きについて～）

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/740881.pdf>

(4) 神奈川県 条例指針（土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説）

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/740882.pdf>

(5) 環境省 土壤汚染対策関連ページ（土壤汚染対策法 | 土壤関係）

<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

(6) 環境省 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関検索ページ

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/>

○本手引きに関してのお問い合わせ
○茅ヶ崎市の土壤汚染対策に関してのお問い合わせ

は次の連絡先までお願いします。

茅ヶ崎市 環境部 環境保全課

0467-82-1111（内線1233、1234）

ちがさき
えぼし麻呂

